



ラグビーワールドカップの事例に学ぶ!

ラグビーワールドカップ2019の事例

ラグビーワールドカップ2019のチケットを購入しようと検索し、1番上に表記されたサイトを公式サイトだと思い込み、チケットを約13万円でクレジットカード決済した。ところが、購入したサイトは転売仲介サイトであることが判明した。公式サイトで調べた結果、販売仲介サイトで購入したチケットは無効と記載されていた。支払いをしたくないが、決裁を済ませたサイトは海外のサイトのように、キャンセルや交渉ができなかった。

ひとこと助言

東京オリンピックのチケットについても同様に、海外の「転売仲介サイト」が多数あります。こちらで購入してしまうと「チケットの交換ができない」「トラブルが生じて、キャンセルは外国語での交渉となるためなかなか進まない」などのトラブルが発生しており、今後も発生が予測されています。

→チケットを購入する際は公式チケット販売サイトかどうかよく確かめて購入しましょう。

→興行チケットなどの規約で転売が禁止されていないかを確認しましょう。

→ご自身も、不正転売、SNSなどでの個人間取引はしないようにしましょう。

→併せて、情報収集も公式サイトを利用しましょう。

→不安に思った場合や、トラブルになった場合は
消費生活センターなどへ相談してください。



村上市にも消費者被害専門の相談員がいます

悪徳商法の手口は日々巧妙・複雑化しており、次々と手口が開発されています。「わたしは大丈夫!」「引っこかかるはずがない!」と自信を持っている人でも、消費者トラブルに巻き込まれるケースが多発し、もはや誰が被害者になってもおかしくありません。

もしトラブルに巻き込まれても、「早めの対応」で解決することも! 下記の番号から消費生活センターにお気軽にお問合せください!

局番なし 消費者ホットライン

188(いやや)



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」

「おかしいなあ・・・」と思ったら、迷わずご相談ください!

村上市消費生活センター ☎53-2111 (内線2233、2234) FAX53-2541 ※専門の相談員がいます

荒川支所地域振興課市民生活室 ☎62-3103

朝日支所地域振興課市民生活室 ☎72-6885

神林支所地域振興課市民生活室 ☎66-6112

山北支所地域振興課市民生活室 ☎77-3112